

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 その他

改 正 後	改 正 前
<p>(該当することとなる日等)</p> <p>1-8-1 1-2-6《公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった日等》の(1)イからホまで及び(2)イからトまで……………</p>	<p>(該当することとなる日等)</p> <p>1-8-1 1-2-6《公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった日等》の(1)イからニまで及び(2)イからホまで……………</p>

二 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(短期売買業務の廃止に伴う短期売買商品等から短期売買商品等以外の資産への変更)</p> <p>2-1-21の13 ……………</p> <p>……………<u>暗号資産</u>……………<u>暗号資産</u>……………</p>	<p>(短期売買業務の廃止に伴う短期売買商品等から短期売買商品等以外の資産への変更)</p> <p>2-1-21の13 ……………</p> <p>……………<u>仮想通貨</u>……………<u>仮想通貨</u>……………</p>
<p>(<u>暗号資産信用取引</u>に係る現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)</p> <p>2-1-21の14 ……………</p> <p>……………<u>暗号資産信用取引</u>の方法により<u>暗号資産</u>……………</p>	<p>(<u>仮想通貨信用取引</u>に係る現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)</p> <p>2-1-21の14 ……………</p> <p>……………<u>仮想通貨信用取引</u>の方法により<u>仮想通貨</u>……………</p>
<p>(賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期)</p> <p>2-1-29 ……………</p>	<p>(賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期)</p> <p>2-1-29 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>…………… 2-3-62(暗号資産信用取引に係る売付け及び買付けに係る対価の額) ……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 ……………</p> <p>(暗号資産信用取引に係る利益相当額等の外貨換算)</p> <p>2-1-49 ……………</p>	<p>…………… 2-3-62(仮想通貨信用取引に係る売付け及び買付けに係る対価の額) ……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 ……………</p> <p>(仮想通貨信用取引に係る利益相当額等の外貨換算)</p> <p>2-1-49 ……………</p>

### 三 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(低廉譲渡等の場合の譲渡の時ににおける有償によるその有価証券の譲渡により通常得べき対価の額)</p> <p>2-3-4 ……………</p> <p>…………… 4-1-4(市場有価証券等の価額)並びに4-1-5及び4-1-6(市場有価証券等以外の株式の価額) ……………</p> <p>(対象配当等の額が資本の払戻しによるものである場合の譲渡原価の計算)</p> <p>2-3-4の2 法人が、法第24条第1項(第4号に係る部分に限る。)(配当等の額とみなす金額)の規定により法第23条第1項第1号(受取配当等の益金不算入)に掲げる金額とみなされる金額を受ける場合において、そのみなさ</p>	<p>(低廉譲渡等の場合の譲渡の時ににおける有償によるその有価証券の譲渡により通常得べき対価の額)</p> <p>2-3-4 ……………</p> <p>…………… 4-1-4(上場有価証券等の価額)並びに4-1-5及び4-1-6(上場有価証券等以外の株式の価額) ……………</p> <p>(注) 4-1-4本文に定める「当該再生計画認可の決定があった日以前1月間の当該市場価格の平均額」は、適用しない。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>れる金額が令第 119 条の 3 第 7 項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）に規定する対象配当等の額（以下この節において「対象配当等の額」という。）に該当することにより同項（令第 119 条の 4 第 1 項後段（評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。）の規定（以下この節において「子会社株式簿価減額特例」という。）の適用を受けるときは、そのみなされる金額の基因となった法第 61 条の 2 第 18 項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する払戻し等に係る令第 119 条の 9 第 1 項（資本の払戻しの場合の株式の譲渡原価の額）に規定する払戻し等の直前の当該所有株式の帳簿価額は、令第 119 条の 3 第 7 項の規定によりそのみなされる金額に係る基準時（同条第 9 項第 3 号に規定する基準時をいう。以下この節において同じ。）の直前における帳簿価額から同条第 7 項に規定する益金の額に算入されない金額（以下この節において「益金不算入相当額」という。）を減算した金額となる。</u></p> <p><u>（注）本文の取扱いは、法第 61 条の 2 第 19 項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）、令第 119 条の 8 第 1 項（分割型分割の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額等）及び令第 119 条の 8 の 2 第 1 項（株式分配の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額等）の譲渡原価の計算の基礎となる帳簿価額についても、同様とする。</u></p> <p><u>（対象配当等の額が自己株式の取得によるものである場合の譲渡原価の計算）</u></p> <p><u>2-3-4 の 3 法人が、法第 24 条第 1 項（第 5 号に係る部分に限る。）（配当等の額とみなす金額）の規定により法第 23 条第 1 項第 1 号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額を受ける場合において、そのみなされる金額が対象配当等の額に該当することにより子会社株式簿価減額特例の適</u></p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>用を受けるときは、当該対象配当等の額の基因となった株式又は出資の譲渡に係る法第 61 条の 2 第 1 項第 2 号（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の「その有価証券の譲渡に係る原価の額（……）」は、令第 119 条の 3 第 7 項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の規定によりそのみなされる金額に係る基準時の直前における帳簿価額から益金不算入相当額を減算した金額をその有する株式等の数で除して計算した金額にその譲渡をした有価証券の数を乗じて計算した金額による。</u></p> <p>（通常要する価額に比して有利な金額で新株等が発行された場合における有価証券の価額）</p> <p>2 - 3 - 9 .....</p> <p>(1) 新株が<u>令第 119 条の 13 第 1 項第 1 号から第 3 号まで（市場有価証券の時価評価金額）</u> ..... <u>市場有価証券</u> ..... <u>4 - 1 - 4</u>（<u>市場有価証券等の価額</u>）に定める価額</p> <p>(2) 旧株は<u>市場有価証券</u> ..... <u>市場有価証券</u> ..... <u>4 - 1 - 4</u> .....</p> <p>(3) ..... ..... <u>4 - 1 - 6</u>（<u>市場有価証券等以外の株式の価額</u>） ..... .....</p> <p>（原価法－期末時評価による評価損益を純資産の部に計上している場合の期末帳簿価額）</p> <p>2 - 3 - 19 .....</p> <p>.....<u>期末時における価額</u>.....</p>	<p>（通常要する価額に比して有利な金額で新株等が発行された場合における有価証券の価額）</p> <p>2 - 3 - 9 .....</p> <p>(1) 新株が<u>令第 119 条の 13 第 1 号から第 3 号まで（上場有価証券等の時価評価金額）</u> ..... <u>上場有価証券等</u> ..... <u>4 - 1 - 4</u> 本文前段（<u>上場有価証券等の価額</u>）に定める価額</p> <p>(2) 旧株は<u>上場有価証券等</u> ..... <u>上場有価証券等</u> ..... <u>4 - 1 - 4</u> 本文前段 .....</p> <p>(3) ..... ..... <u>4 - 1 - 6</u>（<u>上場有価証券等以外の株式の価額</u>） ..... .....</p> <p>（原価法－期末時評価による評価損益を純資産の部に計上している場合の期末帳簿価額）</p> <p>2 - 3 - 19 .....</p> <p>.....<u>期末時における価額</u>（<u>当該事業年度終了の日以前 1 月間の価額</u>）.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) .....</p> <p><u>(帳簿価額のうち最も大きいものの意義)</u></p> <p><u>2-3-22 法人が対象配当等の額及び令第 119 条の 3 第 7 項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)に規定する同一事業年度内配当等の額(以下 2-3-22 の 8 までにおいて「同一事業年度内配当等の額」という。)を受ける場合における同項の「帳簿価額のうち最も大きいもの」とは、それぞれの配当等の額に係る基準時の直前における帳簿価額のうち最も大きいものをいうことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 法人が他の法人(令第 119 条の 3 第 7 項に規定する他の法人をいう。以下 2-3-22 の 9 までにおいて同じ。)の発行する株式で 2-3-17(2 以上の種類の株式が発行されている場合の銘柄の意義)の取扱いによりそれぞれ異なる銘柄として令第 119 条の 2 第 1 項(有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法)の規定の適用を受けるものを有する場合には、当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額に係る各基準時の直前における帳簿価額は、それぞれの銘柄の帳簿価額を合計した金額によることに留意する。</u></p> <p><u>(外国子会社から受ける配当等がある場合の益金不算入相当額)</u></p> <p><u>2-3-22 の 2 法人が他の法人から受ける対象配当等の額又は同一事業年度内配当等の額が措置法第 66 条の 8 第 2 項(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受けるものである場合の益金不算入相当額は、同項の規定の適用を受けないものとして法第 23 条の 2 第 1 項(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)の規定により計算した場合の益金不算入相当額とな</u></p>	<p><u>の平均額を含む。) .....</u></p> <p>(注) .....</p> <p>2-3-22 削除</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ることに留意する。</u></p> <p><u>(帳簿価額から減算する金額のあん分)</u></p> <p><u>2-3-22の3 法人が子会社株式簿価減額特例の適用を受ける場合において、当該法人が有する他の法人の株式（2-3-17(2以上の種類の株式の発行されている場合の銘柄の意義)の取扱いによりそれぞれ異なる銘柄として令第119条の2第1項(有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法)の規定の適用を受けるものに限る。)の帳簿価額から減算する金額は、益金不算入相当額を対象配当等の額に係る基準時の直前におけるそれぞれの銘柄の帳簿価額の比によりあん分して計算した金額とする。</u></p> <p><u>(関連法人株式等に該当する場合における益金不算入相当額の計算)</u></p> <p><u>2-3-22の4 他の法人の株式等（株式又は出資をいう。以下2-3-22の9において同じ。）が法第23条第6項(受取配当等の益金不算入)に規定する関連法人株式等（以下2-3-22の4において「関連法人株式等」という。）に該当する場合における益金不算入相当額については、例えば、令第22条第1項(株式等に係る負債の利子の額)の規定により対象配当等の額から控除すべき負債の利子の額（以下2-3-22の4において「負債利子等の額」という。）を関連法人株式等に係る配当等の額のうち占める対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額又はそれ以外の配当等の額の合計額の割合に応じて区分するなど負債利子等の額を合理的に区分した金額により計算する。</u></p> <p><u>(基準時事業年度後に対象配当等の額を受ける場合の取扱い)</u></p> <p><u>2-3-22の5 法人が他の法人から受ける対象配当等の額について、当該対象配当等の額に係る基準時の属する事業年度（以下2-3-22の5において「基</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>準時事業年度」という。)終了の日後にこれを受ける場合には、その受ける対象配当等の額に基づき当該基準時事業年度に遡って子会社株式簿価減額特例の適用があることに留意する。ただし、当該対象配当等の額を受けることが確実であると認められる場合には、その受けることが確実であると認められる対象配当等の額に基づき当該基準時事業年度の確定申告において令第119条の3第7項又は第8項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)の規定の適用を受けることとしても差し支えない。</u></p> <p><u>(内国株主割合が90%以上であることを証する書類)</u></p> <p><u>2-3-22の6 令第119条の3第7項第1号(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)の「当該期間を通じて当該割合が100分の90以上であることを証する書類」とは、設立の時の株主の状況及び当該設立の時から特定支配日(同号に規定する特定支配日をいう。)までの株主の異動の状況が確認できる書類のそれぞれをいうことから、例えば、これらの状況が確認できる商業登記簿謄本、株主名簿の写し、株式譲渡契約書又は有価証券台帳等はこれに該当する。</u></p> <p><u>(他の法人等が外国法人である場合の円換算)</u></p> <p><u>2-3-22の7 法人が令第119条の3第7項第2号、第8項及び第11項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)の規定の適用を受ける場合において、他の法人又は同項第1号に規定する関係法人が外国法人であるときにおけるこれらの規定の計算の基礎となる金額の円換算については、当該計算の基礎となる金額につき全て外貨建ての金額に基づき計算した金額について円換算を行う方法又は</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>当該計算の基礎となる金額につき全て円換算後の金額に基づき計算する方法など、合理的な方法により円換算を行っている場合には、これを認める。</u></p> <p><u>(特定支配後増加利益剰余金額超過額に達するまでの金額)</u></p> <p><u>2-3-22の8 法人が令第119条の3第8項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)の規定の適用を受ける場合において、対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額が特定支配後増加利益剰余金額超過額(同項に規定する特定支配後増加利益剰余金額超過額をいう。以下2-3-22の8において同じ。)を超えているときは、当該特定支配後増加利益剰余金額超過額に達するまでの金額に当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額のいずれを優先して充てるかは、当該法人の選択による。</u></p> <p><u>(総平均法による場合の帳簿価額の減額の判定)</u></p> <p><u>2-3-22の9 法人が対象配当等の額を受領することにより令第119条の4第1項(評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例)の規定の適用を受ける場合において、令第119条の3第7項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)の規定の例により当該対象配当等の額に係る株式等の帳簿価額を減算するかどうかを判定するときは、その判定の基礎となる帳簿価額は、令第119条の4第1項の規定により評価換え等(同項に規定する評価換え等をいう。以下2-3-22の9において同じ。)の直前の帳簿価額とみなされる金額によることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 当該対象配当等の額につき、令第119条の4第1項後段においてその例によるものとされる令第119条の3第7項の規定が適用されないため当該対象配当等の額に係る株式等の帳簿価額が減額されない場合には、当該対象配当等</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の額の受領による評価換え等のあった時の属する事業年度については、令第119条の4第1項に規定する評価換前期間及び同項に規定する評価換後期間をそれぞれ一事業年度とみなさないこととして総平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出して差し支えない。</u></p> <p>(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)</p> <p>2-3-23 <u>令第119条の3第16項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(市場有価証券の区分及び時価評価金額)</p> <p>2-3-29 <u>売買目的有価証券に係る令第119条の13第1項第1号から第3号まで(市場有価証券の時価評価金額)</u>……………</p> <p>(1) <u>令第119条の13第1項第1号</u>……………</p> <p>(2) <u>同項第3号</u>……………<u>その時における価額を表すもの</u>……………</p> <p>(3) <u>同項第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の有価証券について、当該各号に規定する価格が2以上の活発な市場に存する場合には、主要な市場(当該有価証券の取引の数量及び頻度が最も大きい市場をいう。以下2-3-29において同じ。)</u>における<u>価格をもって時価評価金額とする。ただし、これら2以上の活発な市場のうちいずれの市場が主要な市場に該当するかどうか明らかでない場合には、これら2以上の活発な市場のうち最も有利な市場(取引に係る付随費用を考慮した上で、売却価格を最大化できる市場をいう。)</u>の<u>価格をもって時価評価金額とする。</u></p>	<p>(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)</p> <p>2-3-23 <u>令第119条の3第9項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(上場有価証券等の区分及び時価評価金額)</p> <p>2-3-29 <u>売買目的有価証券に係る令第119条の13第1号から第3号まで(上場有価証券等の時価評価金額)</u>……………(以下2-3-33において「<u>上場有価証券等</u>」という。)……………</p> <p>(1) <u>令第119条の13第1号</u>……………</p> <p>(2) <u>同条第3号</u>……………<u>公正評価額(第三者間で恣意性のない取引を行うと想定した場合の取引価格をいう。以下2-3-32までにおいて同じ。)</u>……………</p> <p>(3) <u>同条第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の有価証券について、当該各号に規定する価格が2以上の市場に存する場合には、当該取引が最も活発に行われている市場の価格をもって時価評価金額とする。ただし、当該法人が、当該有価証券の取引を実際に行った市場の価格又は実勢を最も反映していると判断される価格その他の公正評価額を入手するための市場としてあらかじめ定めている市場の価格をもって当該時価評価金額としているときは、継続適用を条件としてこれを認める。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(取引所売買有価証券の気配相場)</p> <p>2-3-30 <u>令第119条の13第1項第1号</u>……………</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>2 <u>当該売り気配と買い気配の間の適切な価格を用いることとする旨及びその内容を予め定め、会計処理方針その他のものにより明らかにしている場合で、本文に定める方法に代えて当該予め定められた内容により決定される価格を継続して「最終の気配相場の価格」としているときは、これを認める。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p>(公表する価格の意義)</p> <p>2-3-31 <u>令第119条の13第1項第3号</u>……………</p> <p>(1) 複数の……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………<u>時価情報等</u>……………<u>当該ブローカーによって提示された</u>……………</p> <p>(注) ……………<u>2-3-30</u> (取引所売買有価証券の気配相場) <u>の取扱いを</u>準用する。</p> <p><u>(合理的な方法による価額の計算)</u></p>	<p><u>(4) その市場における当該有価証券の実際の売買事例が極めて少なく、その公表された価格が実勢を反映した公正評価額と認められない場合の当該有価証券の価格については、当該価格はないものとして取り扱うことができる。</u></p> <p>(取引所売買有価証券の気配相場)</p> <p>2-3-30 <u>令第119条の13第1号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>2-3-31 <u>削 除</u></p> <p>(公表する価格の意義)</p> <p>2-3-32 <u>令第119条の13第3号</u>……………</p> <p>(1) <u>公正評価額を提供するため複数の</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………<u>公正評価額</u>……………<u>当該ブローカーが公正評価額として提示する</u>……………</p> <p>(注) ……………<u>2-3-30本文</u> (取引所売買有価証券の気配相場) <u>を準用する。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>2-3-32 令第119条の13第1項第1号から第4号まで(売買目的有価証券の時価評価金額)に規定する合理的な方法(以下2-3-34までにおいて「合理的な方法」という。)による同項各号に掲げる有価証券の当該事業年度終了の時の価額は、令和元年7月4日付企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」に定める算定方法などにより計算するのであるが、それぞれの方法による計算の基礎とする事項として用いられる市場価格、利率、信用度、株価変動性又は市場の需給動向等の経済指標などの指標は、客観的なものを最大限使用し、最も適切な金額となるよう計算することに留意する。</u></p> <p>(廃止)</p>	<p><u>(合理的に計算された価格の意義)</u></p> <p><u>2-3-33 令第119条の13第4号イ(合理的な方法により計算した売買目的有価証券の時価評価金額)に規定する「合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、次に掲げる価格をいうことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>上場有価証券等の市場価格(同条第1号から第3号までに掲げる有価証券の当該各号に規定する価格をいい、取得又は売却に要する付随費用を含まない価格をいう。以下2-3-34において同じ。)に基づき、利率、残存償還期間、当該債券の発行者の信用度等を勘案して算定する理論価格方式、又は債券の種類ごとに類似した銘柄を選定し、業界団体が公表する事業年度終了の日の基準気配値の利回りを用いて算定する比準価格方式その他合理的な方法により算定した価格</u></p> <p>(2) <u>ブローカー又は情報ベンダー(投資に関する情報を提供することを業としている者で、時価情報等の提供を行っている者をいう。以下この章において同じ。)から入手する(1)の方法に基づいて算定された価格</u></p> <p>(注) <u>2-1-33(償還有価証券の範囲)は、同条第4号イに規定する「償還期限及び償還金額の定めのある有価証券」の範囲について準用する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(第三者から入手した価格)</u></p> <p><u>2-3-33 法人（金融機関等に該当するもの及び当該法人が属する企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合の当該法人を除く。）が、令第119条の13第1項第1号から第4号まで（売買目的有価証券の時価評価金額）の規定により有価証券の価額を計算する場合において、取引金融機関、ブローカー又は情報ベンダー（投資に関する情報を提供することを業としている者で、時価情報等の提供を行っている者をいう。以下この章において同じ。）等の第三者から入手する価格が2-3-32（合理的な方法による価額の計算）の取扱いの例により計算されたものと認められるときは、これらの号に規定する合理的な方法により計算した金額に該当するものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(新株権利落ちのあった株式で新株の発行されていないものの価額)</u></p> <p><u>2-3-34 新株権利落ちのあった売買目的有価証券である株式（新株の権利の価格に相当する金額を別の資産として計上している場合の当該株式を除く。）で事業年度終了の日において新株の発行が行われていない場合の当該株式の価額は、その市場価格に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>(注) 「株式の権利の価格に相当する金額」は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次による。</u></p> <p><u>(1) 新株の市場価格がある場合（新株の取引量が旧株に比して著しく少なく、新株の価格によっては株式の権利の価格に相当する金額が合理的に算定できないと認められる場合を除く。） 事業年度終了の日の市場価格から当該新株について払い込むべき金額又は給付すべき金銭以外の資産の価額を控除した金額に旧株1株について交付を受ける新株の数を乗じて得た</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>(売買目的有価証券の時価評価金額に関する書類の保存)</u></p> <p>2-3-34 令第119条の13第2項《<u>売買目的有価証券の時価評価金額</u>》に規定する書類は、<u>合理的な方法に当たるものとして採用した方法についてその採用に係る意思決定に関する資料及び合理的な方法による計算の基礎となる事項として用いられた市場価格、利率、信用度、株価変動性又は市場の需給動向等の経済指標などの指標が記載された資料が該当する。</u></p> <p>なお、<u>法人が2-3-33《第三者から入手した価格》の取扱いを適用する場合における令第119条の13第2項に規定する書類は、取引金融機関、ブローカー又は情報ベンダー等の第三者から入手する価格が記載された書類が該当する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(その他のデリバティブ取引の範囲)</u></p> <p>2-3-35 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(注)1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....<u>暗号資産</u>.....</p> <p>4 .....</p>	<p style="text-align: center;"><u>金額</u></p> <p>(2) <u>(1)に該当しない場合 事業年度終了の日の旧株の市場価格から当該新株について払い込むべき金額又は給付すべき金銭以外の資産の価額を控除した金額に旧株1株について交付を受ける新株の数を乗じて得た金額</u></p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><u>(その他のデリバティブ取引の範囲)</u></p> <p>2-3-35 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(注)1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....<u>仮想通貨</u>.....</p> <p>4 .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(みなし決済損益額)</p> <p>2-3-39 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>.....<u>最終の取引成立価格又は最終の気配値を基礎とした合理的な方法により計算した金額</u>.....</p> <p>(2) .....</p>	<p>(みなし決済損益額)</p> <p>2-3-39 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>.....<u>最終の取引成立価格又は最終の気配値</u>.....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外のデリバティブ取引でみなし決済損益額の算出が可能なもの</u>  <u>デリバティブ取引のみなし決済損益額を算出する専担者又は専担部署（関</u>  <u>係会社を含む。）を有する等により常時みなし決済損益額を算定している法</u>  <u>人が行うデリバティブ取引についてはイ又はロに掲げる金額とし、それ以外</u>  <u>の法人が行うデリバティブ取引についてはロに掲げる金額をみなし決済損益</u>  <u>額とする。</u></p> <p><u>イ 当該デリバティブ取引の見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引</u>  <u>く方法、オプション価格モデルを用いて算定する方法その他合理的な方法</u>  <u>で、法人があらかじめ定めている方法により算出した金額</u></p> <p><u>ロ 銀行、証券会社、情報ベンダー等から入手した金額（イの方法に基づい</u>  <u>て算定されたこれらの者の提示価額に限る。）</u></p> <p>(4) <u>(1)及び(2)以外のデリバティブ取引でみなし決済損益額の算出が困難なもの</u>  <u>イ又はロの区分に応じ、それぞれイ又はロによる。</u></p> <p><u>イ 債務保証等類似デリバティブ取引</u> <u>みなし決済損益額はないものとする。</u>  <u>この場合において、法人が債務保証等類似デリバティブ取引について支払</u>  <u>を受ける又は支払うプレミアムの額は、期間の経過に応じて益金の額又は</u>  <u>損金の額に算入する。</u></p> <p><u>ロ イ以外のデリバティブ取引で、市場価格のない株式の価格に係る数値、</u>  <u>信用リスクに係る数値、気温等の気候の変動に係る数値、地震等の災害の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注)1 ……………</p> <p>2 <u>当該売り気配と買い気配の間の適切な価格を用いることとする旨及びその内容を予め定め、会計処理方針その他のものにより明らかにしている場合で、(注)1に定める方法に代えて当該予め定められた内容により決定される価格を継続して「最終の気配相場の価格」としているときは、これを認める。</u></p> <p>3 ……………<u>当たっては</u>……………</p> <p>4 <u>みなし決済損益額の算出に当たっては、本文の取扱いのほか、2-3-32(合理的な方法による価額の計算)及び2-3-33(第三者から入手した価格)の取扱いを準用する。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>発生に係る数値その他の算定をすることが極めて困難な数値を基礎数値とするデリバティブ取引</u> <u>みなし決済損益額はないものとする。</u>この場合において、当該デリバティブ取引については、授受をする金銭等の価額をもってその授受の都度資産又は負債に計上し、当該資産又は負債に計上した金額は、当該デリバティブ取引の消滅が確定した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>2 ……………<u>おいては</u>……………</p> <p>3 <u>「取引所に上場されているデリバティブ取引」又は「取引システムの気配値があるデリバティブ取引」であっても、実際の取引事例が極めて少なく、その価格が公正評価額(第三者間で恣意性のない取引を行うと想定した場合の決済金額をいう。)</u>と認められない場合のデリバティブ取引については、他の区分に属するデリバティブ取引として区分することができる。</p> <p><u>(債務保証等類似デリバティブ取引の意義)</u></p> <p><u>2-3-40</u> 2-3-39(みなし決済損益額)の(4)イに定める「<u>債務保証等類似デリバティブ取引</u>」とは、当事者の一方が第三者の債務不履行、自然災害その他これらに類する特定の事実(以下2-3-41において「<u>支払事由</u>」という。)が生じた場合に一定の金銭を支払うことを約し、他方の当事者がその対価としてプレミアムを支払うことを約するデリバティブ取引をいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(みなし決済損益額に関する書類の保存)</u></p> <p><u>2-3-40 規則第 27 条の 7 第 4 項(デリバティブ取引の範囲等)の規定の適用については、2-3-34(売買目的有価証券の時価評価金額に関する書類の保存)の取扱いを準用する。</u></p> <p>2-3-41 <u>削 除</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(債務保証等類似デリバティブ取引に係る支払事由の発生により授受する金銭等に係る損益の計上)</u></p> <p>2-3-41 <u>法人が債務保証等類似デリバティブ取引(2-3-40(債務保証等類似デリバティブ取引の意義)に定める債務保証等類似デリバティブ取引をいう。以下2-3-41において同じ。)を行った場合において、支払事由が生じたことにより支払を受ける又は支払う金銭の額については、次に掲げる場合に</u> <u>応じそれぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>支払事由が生じると同時に支払金額が確定する場合 法人が当該支払事由の発生を知り得ることとなった日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</u></p> <p>(2) <u>支払事由が生じた後に支払金額が確定する場合 支払金額が確定した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</u></p> <p>(注) <u>法人が、支払事由が生じたことにより金銭を支払う場合において、当該金銭の支払と引き換えに債務保証等類似デリバティブ取引の対象とされた有価証券、金銭債権その他の資産の引渡しを受けるときは、当該金銭の額から当該資産の引渡しを受けた時の当該資産の価額を控除した残額を損金の額に算入する。ただし、当該資産の引渡しの時にその価額を算定することが困難な場合において、法人が当該資産の券面額、債権金額等をその価額としているときは、これを認める。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(暗号資産信用取引に係る売付け及び買付けに係る対価の額)</p> <p>2-3-62 .....</p> <p>.....暗号資産信用取引の方法により暗号資産.....暗号資産信用取引に関し、暗号資産交換業者.....暗号資産交換業.....暗号資産交換業者.....暗号資産.....暗号資産.....</p> <p>(1) .....暗号資産交換業者.....</p> <p>(2) .....暗号資産交換業者.....</p> <p>(3) .....暗号資産交換業者.....</p> <p>(4) .....暗号資産交換業者.....</p> <p>(暗号資産信用取引及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される暗号資産の取得価額)</p> <p>2-3-63 .....</p> <p>.....暗号資産.....暗号資産.....暗号資産.....</p> <p>(一時的に必要な暗号資産を取得した場合の取扱い)</p> <p>2-3-65 .....</p> <p>.....暗号資産.....暗号資産.....暗号資産.....</p> <p>.....暗号資産.....暗号資産.....暗号資産.....</p> <p>.....暗号資産.....暗号資産交換業者.....暗号資産.....</p> <p>.....暗号資産.....暗号資産.....暗号資産.....</p> <p>.....暗号資産.....暗号資産.....暗号資産.....</p> <p>.....</p>	<p>(仮想通貨信用取引に係る売付け及び買付けに係る対価の額)</p> <p>2-3-62 .....</p> <p>.....仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨.....仮想通貨信用取引に関し、仮想通貨交換業者.....仮想通貨交換業.....仮想通貨交換業者.....仮想通貨.....仮想通貨.....</p> <p>(1) .....仮想通貨交換業者.....</p> <p>(2) .....仮想通貨交換業者.....</p> <p>(3) .....仮想通貨交換業者.....</p> <p>(4) .....仮想通貨交換業者.....</p> <p>(仮想通貨信用取引及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される仮想通貨の取得価額)</p> <p>2-3-63 .....</p> <p>.....仮想通貨.....仮想通貨.....仮想通貨.....</p> <p>(一時的に必要な仮想通貨を取得した場合の取扱い)</p> <p>2-3-65 .....</p> <p>.....仮想通貨.....仮想通貨.....仮想通貨.....</p> <p>.....仮想通貨.....仮想通貨.....仮想通貨.....</p> <p>.....仮想通貨.....仮想通貨交換業者.....仮想通貨.....</p> <p>.....仮想通貨.....仮想通貨.....仮想通貨.....</p> <p>.....仮想通貨.....仮想通貨.....仮想通貨.....</p> <p>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">……………<u>暗号資産</u>……………<u>暗号資産</u>……………</p> <p>(短期売買商品等の気配相場)</p> <p>2-3-68 ……………<u>令第118条の8第1項第1号</u>……………</p> <p><u>④ 当該売り気配と買い気配の間の適切な価格を用いることとする旨及びその内容を予め定め、会計処理方針その他のものにより明らかにしている場合で、本文に定める方法に代えて当該予め定められた内容により決定される価格を継続して「最終の気配相場の価格」としているときは、これを認める。</u></p> <p><u>(合理的な方法による短期売買商品等の価額の計算)</u></p> <p><u>2-3-69 令第118条の8第1項第1号(短期売買商品等の時価評価金額)に規定する合理的な方法による同号に掲げる短期売買商品等の当該事業年度終了の時の価額の計算に当たっては、2-3-32(合理的な方法による価額の計算)及び2-3-33(第三者から入手した価格)の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>(短期売買商品等の時価評価金額に関する書類の保存)</u></p> <p><u>2-3-70 令第118条の8第2項(短期売買商品等の時価評価金額)の規定の適用については、2-3-34(売買目的有価証券の時価評価金額に関する書類の保存)の取扱いを準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">……………<u>仮想通貨</u>……………<u>仮想通貨</u>……………</p> <p>(短期売買商品等の気配相場)</p> <p>2-3-68 ……………<u>令第118条の8第1号</u>……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

#### 四 資産の評価益

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>市場有価証券等の価額</u>)</p> <p>4-1-4 法人の有する<u>市場有価証券等</u> (<u>令第119条の13第1項第1号から第</u></p>	<p>(<u>上場有価証券等の価額</u>)</p> <p>4-1-4 法人の有する<u>上場有価証券等</u> (<u>令第119条の13第1号から第3号ま</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>4号まで(市場有価証券等の時価評価金額) ……市場有価証券等…            ……令第119条の13第1項第1号から第4号まで……2-3-30から2-3-32まで(市場有価証券等の時価評価金額の取扱い)により定められている価額による。</p> <p>(市場有価証券等以外の株式の価額)</p> <p>4-1-5 市場有価証券等……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>で(上場有価証券等の時価評価金額) ……上場有価証券等……………            ……令第119条の13第1号から第3号まで……………2-3-30から2-3-34まで(上場有価証券等の時価評価金額の取扱い)により定められている価額(以下4-1-4において「市場価格」という。)による。この場合、法第61条の3第1項第2号(売買目的外有価証券の期末評価額)に規定する売買目的外有価証券(以下4-1-4において「売買目的外有価証券」という。)については、当該再生計画認可の決定があった日以前1月間の当該市場価格の平均額によることも差し支えない。</p> <p>(注) 本文の後段を適用する場合において、当該売買目的外有価証券が当該1月間に新株の権利落ちのあった株式であり、かつ、当該再生計画認可の決定があった日までに新株の発行がされたものであるときにおける権利落ち前の当該売買目的外有価証券の市場価格は、本文の前段に定める価額から当該株式の権利の価格に相当する金額を控除した金額とする。この場合、「当該株式の権利の価格に相当する金額」は、当該再生計画認可の決定があった日以前1月間(当該再生計画認可の決定があった日以前1月以前に権利落ちとなった場合には、その権利落ちとなった日から当該再生計画認可の決定があった日までの期間とする。)における旧株の毎日の市場価格の平均額から、当該新株について払い込むべき金額又は給付すべき金銭以外の資産の価額を控除した金額に旧株1株について交付を受ける新株の数を乗じて得た金額による。</p> <p>(上場有価証券等以外の株式の価額)</p> <p>4-1-5 上場有価証券等……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
(3) ..... (4) .....  (市場有価証券等以外の株式の価額の特例) 4-1-6 法人が、 <u>市場有価証券等</u> ..... (1) ..... (2) ..... (3) .....	(3) ..... (4) .....  (上場有価証券等以外の株式の価額の特例) 4-1-6 法人が、 <u>上場有価証券等</u> ..... (1) ..... (2) ..... (3) .....

#### 五 減価償却資産の範囲

改 正 後	改 正 前
(無形減価償却資産の事業の用に供した時期) 7-1-6 ..... ..... <u>漁業権、工業所有権及び樹木採取権</u> .....  (電気通信施設利用権の範囲) 7-1-9 <u>令第13条第8号ツ</u> .....	(無形減価償却資産の事業の用に供した時期) 7-1-6 ..... ..... <u>漁業権及び工業所有権</u> .....  (電気通信施設利用権の範囲) 7-1-9 <u>令第13条第8号ソ</u> .....

#### 六 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
(市場有価証券等の著しい価額の低下の判定) 9-1-7 令第68条第1項第2号イ(( <u>市場有価証券等</u> の評価損の計上ができる	(上場有価証券等の著しい価額の低下の判定) 9-1-7 令第68条第1項第2号イ(( <u>上場有価証券等</u> の評価損の計上ができる

改 正 後	改 正 前
<p>事実) ……………</p> <p>(注) 1 <u>本文の50%相当額を下回るかどうかの判定に当たっては、当該有価証券(令第119条の2第2項(有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法)に規定する「<u>その他有価証券</u>」に限る。)の当該事業年度終了の日以前1月間の市場価格の平均額によることも差し支えない。</u></p> <p>2 ……………</p> <p><b>(市場有価証券等の価額)</b></p> <p>9-1-8 <u>令第68条第1項(資産の評価損の計上ができる事実)に規定する物損等の事実が生じた場合の法第33条第2項(資産の評価損の損金不算入等) …… 令第68条第1項第2号イ …… 市場有価証券等 …… 令第119条の13第1項第1号から第4号まで(市場有価証券等の時価評価金額) …… 2-3-30から2-3-32まで(市場有価証券等の時価評価金額の取扱い)により定められている価額による。</u></p>	<p>事実) ……………</p> <p>(注) 1 <u>同号イに規定する「第119条の13第1号から第3号までに掲げる有価証券」は、法第61条の3第1項第1号(売買目的有価証券の期末評価額)に規定する売買目的有価証券か否かは問わないことに留意する。</u></p> <p>2 ……………</p> <p><b>(上場有価証券等の価額)</b></p> <p>9-1-8 <u>法第33条第2項(資産の評価換えによる評価損の損金算入) …… 令第68条第1項第2号イ(上場有価証券等の評価損が計上できる事実) …… 上場有価証券等 …… 令第119条の13第1号から第3号まで(上場有価証券等の時価評価金額) …… 2-3-30から2-3-34まで(上場有価証券等の時価評価金額の取扱い)により定められている価額(以下9-1-8において「市場価格」という。)による。この場合、法第61条の3第1項第2号(売買目的外有価証券の期末評価額)に規定する売買目的外有価証券(以下この節において「<u>売買目的外有価証券</u>」という。)については、当該事業年度終了の日以前1月間の当該市場価格の平均額によることも差し支えない。</u></p> <p>(注) 1 <u>本文の後段を適用する場合において、当該売買目的外有価証券が当該1月間に新株の権利落ちのあった株式であり、かつ、当該事業年度終了の日までに新株の発行がされたものであるときにおける権利落ち前の当該売買目的外有価証券の市場価格は、本文の前段に定める価額から当該株式の権利の価格に相当する金額を控除した金額とする。この場合、「当該株式の権利の価格に相当する金額」は、当該事業年度終了の日以前1月間(当該事業年度終了の日以前1月以前に権利落ちとなった場合には、その権利落</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) ……市場有価証券等及び同号に規定する売買目的有価証券は、          同号ロ又はハに規定する……同項に規定する物損等の事実が生じ          た場合の法第 33 条第 2 項……</p> <p>(<u>市場有価証券等</u>以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p>9-1-9 令第 68 条第 1 項第 2 号ロ(<u>市場有価証券等</u>以外の有価証券の評価損          の計上ができる事実) ……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(<u>市場有価証券等</u>以外の有価証券の著しい価額の低下の判定)</p> <p>9-1-11 9-1-7 (<u>市場有価証券等</u>の著しい価額の低下の判定) は、令第          68 条第 1 項第 2 号ロ(<u>市場有価証券等</u>以外の有価証券の評価損の計上ができる          事実) ……</p> <p>(注) ……</p> <p>(増資払込み後における株式の評価損)</p> <p>9-1-12 ……</p> <p>……令第 68 条第 1 項第 2 号ロ(<u>市場有価証券等</u>以外の有価証券の評          価損の計上ができる事実) ……</p>	<p>ちとなった日から当該事業年度終了の日までの期間とする。)における旧  <u>株の毎日の市場価格の平均額から、当該新株について払い込むべき金額又          は給付すべき金銭以外の資産の価額を控除した金額に旧株 1 株について交          付を受ける新株の数を乗じて得た金額による。</u></p> <p>2 ……<u>上場有価証券等</u>は、同号ロに規定する……法          第 33 条第 2 項……</p> <p>(<u>上場有価証券等</u>以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p>9-1-9 令第 68 条第 1 項第 2 号ロ(<u>上場有価証券等</u>以外の有価証券の評価損          の計上ができる事実) ……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(<u>上場有価証券等</u>以外の有価証券の著しい価額の低下の判定)</p> <p>9-1-11 9-1-7 (<u>上場有価証券等</u>の著しい価額の低下の判定) は、令第          68 条第 1 項第 2 号ロ(<u>上場有価証券等</u>以外の有価証券の評価損の計上ができる          事実) ……</p> <p>(注) ……</p> <p>(増資払込み後における株式の評価損)</p> <p>9-1-12 ……</p> <p>……令第 68 条第 1 項第 2 号ロ(<u>上場有価証券等</u>以外の有価証券の評          価損の計上ができる事実) ……</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(帳簿価額が減額された場合における評価換えの直前の帳簿価額の意義)</u></p> <p><u>9-1-12の2 法人が受ける令第119条の3第7項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)に規定する対象配当等の額に係る同条第9項第3号の基準日が当該事業年度終了の日である場合において、当該対象配当等の額について同条第7項の規定の適用を受けたときは、法第33条第2項(資産の評価損の損金不算入等)に規定する「評価換えの直前の当該資産の帳簿価額」は令第119条の3第7項の規定を適用した後の帳簿価額となることに留意する。</u></p> <p><u>(註) 本文の取扱いは、令第119条の3第5項、第6項及び第16項から第24項までの規定の適用を受けた場合の帳簿価額についても、同様とする。</u></p> <p><u>(市場有価証券等以外の株式の価額)</u></p> <p><u>9-1-13 市場有価証券等……………法第33条第2項(資産の評価損の損金不算入等)……………</u></p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p><u>(市場有価証券等以外の株式の価額の特例)</u></p> <p><u>9-1-14 法人が、市場有価証券等……………法第33条第2項(資産の評価損の損金不算入等)……………</u></p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(上場有価証券等以外の株式の価額)</u></p> <p><u>9-1-13 上場有価証券等……………法第33条第2項(資産の評価換えによる評価損の損金算入)……………</u></p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p><u>(上場有価証券等以外の株式の価額の特例)</u></p> <p><u>9-1-14 法人が、上場有価証券等……………法第33条第2項(資産の評価換えによる評価損の損金算入)……………</u></p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(資産評定に係る有価証券の価額)</p> <p>9-1-15 の 2 ……………</p> <p>…………… 4-1-4 (市場有価証券等の価額)、4-1-5 及び 4-1-6 (市場有価証券等以外の株式の価額) ……………</p> <p>⑥ 法人が 2-3-32 (合理的な方法による価額の計算) の取扱いの例により計算した価額によっては、これを認める。</p>	<p>(資産評定に係る有価証券の価額)</p> <p>9-1-15 の 2 ……………</p> <p>…………… 4-1-4 (上場有価証券等の価額)、4-1-5 及び 4-1-6 (上場有価証券等以外の株式の価額) ……………</p>

## 七 租税公課等

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税及び特別法人事業税の損金算入の時期の特例)</p> <p>9-5-2 ……………</p> <p>⑥ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>同条第 4 項第 1 号イ</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>……………<u>同条第 1 項第 1 号又は第 4 項第 1 号</u>……………</p> <p>3 ……………</p>	<p>(事業税及び特別法人事業税の損金算入の時期の特例)</p> <p>9-5-2 ……………</p> <p>⑥ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>同条第 3 項第 1 号イ</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>……………<u>同条第 1 項第 1 号又は第 3 項第 1 号</u>……………</p> <p>3 ……………</p>

## 八 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
(最初連結親法人事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)	(最初連結親法人事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)

改 正 後	改 正 前
12 の 3-2-3 ..... (注) ..... 1 ..... 2 ..... 3 ..... 4 <u>措置法第 66 条の 13 第 8 項(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)</u>	12 の 3-2-3 ..... (注) ..... 1 ..... 2 ..... 3 .....

九 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等) 14-3-4 ..... .....措置法第 45 条第 2 項、第 46 条の 2、第 47 条又は第 48 条(特定地域における工業用機械等の特別償却等) .....	(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等) 14-3-4 ..... .....措置法第 45 条第 2 項、第 46 条の 2、第 47 条、 <u>第 47 条の 2</u> 又は第 48 条(特定地域における工業用機械等の特別償却等) .....

十 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
(金銭貸付業に該当しない共済貸付け) 15-1-15 ..... ..... <u>利子税特例基準割合</u> ..... <u>利子税特例基準割合</u> ..... .....	(金銭貸付業に該当しない共済貸付け) 15-1-15 ..... ..... <u>特例基準割合</u> ..... <u>特例基準割合</u> .....

十一 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦)</p> <p>16-3-12 .....            .....繰入額並びに措置法に規定する準備金の積立額及び特別勘定の金額並びに.....            (注) 1 .....                2 .....</p>	<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦)</p> <p>16-3-12 .....            .....繰入額、措置法に規定する準備金の積立額及び.....            (注) 1 .....                2 .....</p>
<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における引当金の繰入額等)</p> <p>16-3-15 .....            .....繰入額並びに措置法.....積立額及び特別勘定の金額.....            .....            (1) .....            (2) .....</p>	<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における引当金の繰入額等)</p> <p>16-3-15 .....            .....繰入額及び措置法.....積立額.....            .....            (1) .....            (2) .....</p>
<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における引当金の取崩額等)</p> <p>16-3-16 .....繰入額、積立額又は経理した金額.....引当金、準備金又は特別勘定.....繰入れをし、積立てをし、又は経理をした.....            (注) 1 .....            .....引当金、準備金又は特別勘定.....繰入れをし、積立てをし、又は経理をした.....            2 .....繰入れをし、積立てをし、又は経理をした.....            ...</p>	<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における引当金の取崩額等)</p> <p>16-3-16 .....繰入額又は積立額.....引当金又は準備金.....繰入れをし、又は積立てをした.....            (注) 1 .....            .....引当金又は準備金.....繰入れをし、又は積立てをした.....            2 .....繰入れをし、又は積立てをした.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における寄附金、交際費等の損金算入限度額の計算)</p> <p>16-3-19 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) <u>措置法第61条の4第1項</u>.....</p>	<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における寄附金、交際費等の損金算入限度額の計算)</p> <p>16-3-19 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) <u>措置法第61条の4第2項</u>.....</p>
<p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦)</p> <p>16-3-19の3 .....</p> <p>.....<u>繰入額並びに措置法に規定する準備金の積立額及び特別勘定の金額並びに</u>.....</p> <p>(注)1 .....</p> <p>2 .....</p>	<p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦)</p> <p>16-3-19の3 .....</p> <p>.....<u>繰入額、措置法に規定する準備金の積立額及び</u>.....</p> <p>(注)1 .....</p> <p>2 .....</p>
<p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における引当金の繰入額等)</p> <p>16-3-19の6 .....</p> <p>.....<u>繰入額並びに措置法</u>.....<u>積立額及び特別勘定の金額</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....<u>繰入額、準備金の積立額又は特別勘定の金額</u>..... .....<u>引当金、準備金又は特別勘定</u>.....</p>	<p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における引当金の繰入額等)</p> <p>16-3-19の6 .....</p> <p>.....<u>繰入額及び措置法</u>.....<u>積立額</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....<u>繰入額又は準備金の積立額</u>.....<u>引当金又は準備金</u>.....</p>
<p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における引当金の取崩額等)</p> <p>16-3-19の7 .....<u>繰入額、積立額又は経理した金額</u>.....</p> <p>.....<u>引当金、準備金又は特別勘定</u>.....<u>繰入れをし、積立てをし、又は経理をした</u>.....</p>	<p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における引当金の取崩額等)</p> <p>16-3-19の7 .....<u>繰入額又は積立額</u>.....<u>引当金又は準備金</u>.....</p> <p>.....<u>繰入れをし、又は積立てをした</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
(注)1 …………… …………… <u>引当金、準備金又は特別勘定</u> ……………繰入れをし、 <u>積立てをし、又は経理をした</u> …………… 2 ……………繰入れをし、 <u>積立てをし、又は経理をした</u> …………… …… (引当金勘定の取崩し等による益金の額の収入金額からの除外) 16-3-32 …………… <u>引当金勘定、準備金勘定又は特別勘定</u> …………… …… <u>法第25条第2項又は第3項(資産の評価益の益金不算入等)</u> …………… (外国法人税を課されたことを証する書類) 16-3-48 <u>規則第29条の4第1項第8号及び第2項第1号</u> ……………	(注)1 …………… …………… <u>引当金又は準備金</u> ……………繰入れをし、 <u>又は積立て</u> <u>をした</u> …………… 2 ……………繰入れをし、 <u>又は積立てをした</u> …………… …… (引当金勘定の取崩し等による益金の額の収入金額からの除外) 16-3-32 …………… <u>引当金勘定又は準備金勘定</u> …………… <u>法第25</u> <u>条第2項(資産の評価換えによる評価益の益金算入)又は同条第3項(資産評</u> <u>定による評価益の益金算入)</u> …………… (外国法人税を課されたことを証する書類) 16-3-48 <u>規則第29条の3第1項第8号及び第2項第1号</u> ……………

十二 還 付

改 正 後	改 正 前
(災害損失欠損金額と青色欠損金額がある場合の繰戻し還付) 17-2-7 …………… <u>措置法第66条の12各号(中小企業者の欠損金等以</u> <u>外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人(新型コロナウイルス</u> <u>感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和</u> <u>2年法律第25号)第7条(大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還</u> <u>付)の規定により、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了</u> <u>する各事業年度において措置法第66条の12の規定(当該事業年度が令和2年</u>	(災害損失欠損金額と青色欠損金額がある場合の繰戻し還付) 17-2-7 …………… <u>措置法第66条の13第1項各号(中小企業者の欠損</u> <u>金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人</u> …………… …… <u>同項</u> ……………

改 正 後	改 正 前
<p><u>3月31日以前に終了した事業年度である場合には、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第91条第1項（中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第15条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の措置法第66条の13（中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）の規定）の適用を受けない法人を含む。）</u>……………<u>同条第5項</u>……………</p>	

### 十三 国内源泉所得

改 正 後	改 正 前
<p>（恒久的施設において使用する資産の範囲）  20-2-4 ……………  ……………<u>令第13条第8号イからツまで</u>……………  （注）……………</p>	<p>（恒久的施設において使用する資産の範囲）  20-2-4 ……………  ……………<u>令第13条第8号イからソまで</u>……………  （注）……………</p>

### 十四 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>（経過的取扱い…改正通達の適用時期）</u>  <u>この法令解釈通達による改正前又は改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u>  (1) <u>この法令解釈通達による改正後の2-3-4の2、2-3-4の3、2-3-22から2-3-22の9まで、2-3-29から2-3-34まで、2-3-</u></p>	<p>（新 設）</p>

－40、2－3－68 から2－3－70 まで及び9－1－12 の2の取扱いは、令和2年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(2) 法人の令和2年4月1日以後に終了する事業年度（令和3年3月31日以前に開始するものに限る。）において改正令（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第112号）をいう。以下同じ。）附則第6条第2項（売買目的有価証券の時価評価金額に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合の売買目的有価証券の時価評価金額の計算に当たっては、この法令解釈通達による改正前の2－3－29から2－3－34までの取扱いの例による。

(3) 法人の令和2年4月1日以後に終了する事業年度（令和3年3月31日以前に開始するものに限る。）において改正令附則第4条第2項（短期売買商品等の時価評価金額に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合の短期売買商品等の時価評価金額の計算に当たっては、この法令解釈通達による改正前の2－3－68の取扱いの例による。

(4) この法令解釈通達による改正後の2－3－4、2－3－19、2－3－39、4－1－4、9－1－7、9－1－8、9－1－11 及び9－1－15 の2の取扱いは、令和2年4月1日以後に終了する事業年度（令和3年3月31日以前に開始した事業年度で令和元年7月4日付改正前の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「旧金融商品会計基準」という。）を適用する事業年度を除く。）分の法人税について適用し、令和2年4月1日前に終了した事業年度（令和3年3月31日以前に開始した事業年度で旧金融商品会計基準を適用する事業年度を含む。）分の法人税については、この法令解釈通達による改正前の2－3－4、2－3－19、2－3－39 から2－3－41 まで、4－1－4、9－1－7、9－1－8、9－1－11 及び9－1－15 の2の取扱いの例による。ただし、令和2年4月1日以後に終了する事業年度（令和3年3月31日以前に開始した事業年度に限る。）で令和元年7月4

日付企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」及び同日付改正後の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」並びに旧金融商品会計基準のいずれも適用しない事業年度については、この法令解釈通達による改正前の 2-3-4、2-3-19、2-3-39 から 2-3-41 まで、4-1-4、9-1-7、9-1-8、9-1-11 及び 9-1-15 の 2 の取扱いの例  
によることができる。

(5) この法令解釈通達による改正後の 15-1-15 の取扱いは、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。